マグカル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「マグカル」の取組の一環として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉え、文化芸術の面から本県の魅力を発信し、国内外からより多くの観光客を引きつけるため、民間団体が行う文化コンテンツに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) マグカル

県が推進する、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組(マグネット・カルチャー略して「マグカル」)をいう。

(2) 新規の事業

新しい発想・表現を追求する革新的な内容の事業、または、既存の事業内容を当募集の趣旨に基づき再構築した事業をいう。集客力や話題性があり、2020年以降もレガシー(社会的遺産)を残すことのできるものとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、第1条の趣旨に則り実施する、文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊・メディア芸術・芸能・伝統・そのほか特定のジャンルにとらわれない芸術活動(複合)等の、県内で実施する新規の事業とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められるものは除く。

複数の実施場所(主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能。ただし、補助対象は県内での実施分のみ。)にまたがる事業や、複数の日程にまたがる事業、同一年度内で複数回に分けて実施する事業も可とする。

- 2 次のいずれか、又は、複数のコンセプトの実現に向けた事業とする。
 - (1) 日本文化の再認識と継承・発展
 - (2) 次世代育成と新たな文化芸術の創造
 - (3) 日本文化の世界への発信と国際交流
 - (4) あらゆる人の参加・交流と地域の活性化
 - (5) 共生社会の実現(障がい者・高齢者参加等)
 - (6) 人生 100 歳時代
- 3 当該年度末(3月31日)までに完了する事業を補助の対象とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は、事業に要する経費のうち次に定める経費を除いたものとする。
 - (1) 入場券販売手数料
 - (2) 有料頒布する場合のプログラム及び図録等の作成経費(執筆料及び印刷費等をいう。)
 - (3) 自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会館使用料等
 - (4) 事業に関連する食糧費
 - (5) 団体構成員に支払われる出演料及び手当等のうち、役務等への対価としての必要性が認められな

いもの

- (6) 団体運営の経常的経費
- (7) その他、市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

(補助額の算出方法等)

- 第5条 補助額の算出方法は、別表で定める。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる ものとする。

(申請書の提出期日等)

- 第6条 規則第3条第1項の規定によるマグカル推進事業補助金交付申請書(様式1)は、知事に対し その指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(様式2)
 - (2) 収支予算書(様式3)
 - (3) 団体調書(様式4)
 - (4) 事業企画書(様式5)
 - (5) 役員等氏名一覧表 (様式6)
 - (6) 定款、寄附行為又はこれに類する規約等(任意様式)
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による交付金の交付決定を行ったときは、速やかにその交付決定の 内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書により交付申請者に通知するもの とする。

(暴力団排除)

- 第9条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助 金交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助 事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を 行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

- 第10条 規則第5条の規定に係る交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費項目の20%以内の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第 11 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、マグカル推進事業補助金に係る事業の変更(中止、廃止)承認申請書(様式 7)及び収支予算書(補正予算)(様式 8)に関係書類を添付して速やかに知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第 12 条 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げできる期間は、交付の決定の 通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(状況報告及び調査)

- 第13条 知事は、規則第10条の規定による状況報告の聴取及び調査を、必要に応じて行うことができる。 (実績報告)
- 第14条 規則第12条の規定による実績報告は、マグカル推進事業補助金に係る事業の実績報告書(様式9) に次に掲げる書類を添付して、事業完了の日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算·決算見込書(様式10)
 - (2) 消費税仕入控除税額報告書(様式11)
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を 提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合に は、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を 報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式11)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行って

いる場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の 返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び 支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する 県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了 しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない 場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、様式1から様式6等の交付の申請書類については片面印刷したものを7部(1部正本、残り6部は複写可)、様式7以降の書類については片面印刷したものを2部(1部正本、残り1部は複写可)とする。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、補助事業者の住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者。)を 変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助額	補助限度額
補助対象経費の3分の1以内	300 万円以内